

議第104号

**平成25年度滋賀県流域下水道事業特別会計補正予算（第9号）**

平成25年度滋賀県の流域下水道事業特別会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

上記の議案を提出する。

平成26年3月24日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

議第104号  
平成25年度滋賀県流域下水道事業特別会計補正予算(第9号)

第1表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1琵琶湖環境費	1流域下水道費	流域下水道建設事業費	千円 1,618,854
3災害復旧費	1流域下水道施設災害復旧費	流域下水道施設災害復旧事業費	262,515
<b>合 計</b>			<b>1,881,369</b>